



税など

縦覧台帳と固定資産課税台帳を  
ご覧になれます

● 縦覧台帳の縦覧

縦覧とは、納税者が自己の土地・家屋の価格を同一町内の他の土地・家屋の価格と比較し、所有する固定資産の内容などを確認するための制度です。

縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月)  
午前8時30分～午後5時15分  
(土・日曜日、祝日を除く)

場所 税務課

内容 町内の土地と家屋の所在地・面積・価格(所有者の名前や住所は除く)が記載された台帳の縦覧

※土地だけの納税者は土地の縦覧台帳、家屋だけの納税者は家屋の縦覧台帳に限りません。

対象 町内に土地または家屋を所有する納税者

持ち物 本人確認ができる書類など

● 固定資産課税台帳の閲覧

閲覧とは、納税義務者や借地人・借家人などが関係する固定資産について、固定資産課税台帳を閲覧できる制度です。

閲覧期間 4月1日(水)から年間通じて  
午前8時30分～午後5時15分



健康・福祉

4月から特別障害者手当・  
障害児福祉手当の  
手当額が  
変わります

平成26年全国消費者物価指数の実績値(対前年比2・7割)及び特例水準の段階的な解消(4月以降は▲0・3割)に伴い、手当額が見直されました。

特別障害者手当の額	
3月まで	26,000円
4月から	26,620円
障害児福祉手当の額	
3月まで	14,140円
4月から	14,480円

健康福祉課障害福祉係  
☎ 34・2090

(土・日曜日、祝日を除く)

場所 税務課

内容 該当する土地・家屋などの固定資産課税台帳

対象 固定資産の納税義務者と借地人・借家人などの関係者

持ち物 ▼固定資産税の納税義務者：本人確認ができる書類など ▼借地人・借家人など：本人確認ができる書類などと借地人・借家人などであることが確認できるもの

● 固定資産税路線価図を公開

固定資産税の土地の評価について、納税者に理解を深めていただくために、固定資産税路線価を公開します。

公開日 4月1日(水)から年間通じて  
午前8時30分～午後5時15分  
(土・日曜日、祝日を除く)

場所 税務課

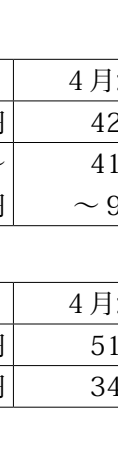
※全国各地価マップのホームページ(<http://www.chikamap.jp/>)でも固定資産税路線価などを見ることが出来ます。

税務課課税第二係 ☎ 34・2113

町税や保険料の随期分の口座振替を開始します

従来口座振替を利用できなかった随期分も、4月から、口座振替で納付できるようになります。

なお、振替日(納期限)は通知書で



健康・福祉

4月から児童扶養手当・  
特別児童扶養手当の  
手当額が  
変わります

児童扶養手当の額		
	3月まで	4月から
全部支給(月額)	41,020円	42,000円
一部支給(月額)	41,010円～ 9,680円	41,990円～ 9,910円
特別児童扶養手当の額		
	3月まで	4月から
1級	49,900円	51,100円
2級	33,230円	34,030円

健康福祉課子育て支援係  
☎ 34・2098

福祉タクシー制度の利用を

重度の障がいのある人に対し、タクシーの基本料金分の助成が受けられる利用券を交付します。



4月29日(水) (昭和の日)は  
町内収集の休業日です

この日はごみの収集を行いません。  
清掃工場へのごみの持込も受け付けていません。

清掃工場(環境管理課)  
☎ 33-5003

確認してください。

※随期分とは、税額更正などの事由によって、通常の納期で処理できない場合に課税するものです。

税務課徴収納係 ☎ 34・2111



暮らし・環境

浄化槽の清掃をしましょう

浄化槽が正常な働きを保つためには、清掃(汚泥引き抜き)が必要であり、清掃作業は法律で年1回以上行うことが義務付けられています。

皆さんの生活に欠かせない、きれいな水質を維持するためにも、必ず清掃を行いましょ。



子育て・教育

小・中学生の就学援助

経済的な理由により、公立小・中学校への就学が困難な家庭に学用品や修学旅行などの費用の一部を援助します。この制度では学校長や民生委員の意見に基づいて、前年の所得額などによる審査を行います。

条件 生活保護法の要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合  
申込方法 受給を希望する人は、お子さんの就学している学校に申請してください。

▼お子さんの就学している学校  
▼教育総務課学校教育係

☎ 34・2074

対象者 身体障害者手帳(1級・2級)または療育手帳(A1・A2)の交付を受けている人  
申込方法 身体障害者手帳または療育手帳と印鑑を持って、健康福祉課障害福祉係へ。  
※昨年度の福祉タクシー利用券を持っている人は窓口へお持ちください。

健康福祉課障害福祉係  
☎ 34・2090